

平成 28 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省 医政局経済課）

制 度 名	セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>○セルフメディケーションの推進のため、要指導医薬品及び一般用医薬品の購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。</p> <p>○具体的には、要指導医薬品及び一般用医薬品を年間 1 万円以上購入した世帯に対して、その費用から 1 万円を差し引いた金額について最大 10 万円までを所得控除の対象とする。</p> <p>○ただし、この制度による控除と現行の医療費控除の両方の適用を受けることは不可。（両制度の控除条件に該当する場合には、どちらかの制度を選択する。）</p>		
		平年度の減収見込額	73,244 百万円*
	(制度自体の減収額)	( - 百万円)	
	(改正増減収額)	( - 百万円)	

\* 要件に該当する全てのものが本制度を活用するとして算出しているが、本制度と医療費控除制度の両方の適用を受けることは不可であるため、本制度による実際の減収額はこれより低くなることを見込まれる。

新  
設  
・  
拡  
充  
又  
は  
延  
長  
を  
必  
要  
と  
す  
る  
理  
由

(1) 政策目的

○健康管理や疾病予防に対する国民の自助努力を促すため、要指導医薬品及び一般用医薬品の購入費用の自己負担額を対象とした所得税控除制度を創設し、国民がセルフメディケーションに自発的に取り組む環境整備を行う。

(2) 施策の必要性

○医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ、「国民の健康寿命が延伸する社会」を実現するためには、国民自らが自己健康管理を進めるセルフメディケーションを推進することが重要である。

○この点、日本再興戦略では、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進が盛り込まれており、また、いわゆる社会保障プログラム法でも、個人の健康管理等の自助努力が喚起される仕組みの検討を行うこととされている。

○また、本年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2015では、「個人の健康管理に係る自発的な取組を促す観点から、セルフメディケーションを推進する」とされている。

○一昨年の与党税制改正大綱でも、「セルフメディケーション（自己治療）の推進の重要性にかんがみ、効果的な予防サービスや健康管理の充実の観点から、今後のセルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、その税制のあり方について検討する。」とされている。

○また、昨年の与党税制改正大綱では、「医療費控除については、医療費の増大や医療・医薬品を取り巻く環境変化、当該控除に係る執行面の実情等を踏まえ、公正な課税を確保するとともに、セルフメディケーション（自己治療）の推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、そのあり方を総合的に検討する。」とされており、セルフメディケーション推進のための税制面での対応が求められている。

○現行の医療費控除制度は自己負担額が10万円を超えない場合には対象とならないため、要指導医薬品及び一般用医薬品を用いてセルフメディケーションに取り組んでも、医療費控除の対象外となる場合がある。

○このため、現在の医療費控除制度とは別に、要指導医薬品及び一般用医薬品の購入費用を対象とする所得控除制度を創設し、国民のセルフメディケーションへの取組を後押しすることが必要である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策評価】            基本目標：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること            施策大目標：国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること            施策目標：適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること</p> <p>【閣議決定等】</p> <p>○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）            ・個人・保険者・企業の意識・動機付けを高めることと健康寿命延伸産業の創出を両輪で取り組む。これにより、どこでも簡単にサービスを受けられる仕組みを作り、自己健康管理を進める「セルフメディケーション」等を実現する。            ・薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。</p> <p>○日本再興戦略 改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）            セルフメディケーションの推進に向け、医薬品（検査薬を含む）の医療用から一般用への転用（スイッチ OTC）を加速するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）            個人の健康管理に係る自発的な取組を促す観点から、セルフメディケーションを推進する。</p> <p>○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）第 4 条第 2 項            政府は、個人の選択を尊重しつつ、個人の健康管理、疾病の予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の維持増進への取組を奨励するものとする。</p> <p>○平成 26 年度与党税制改正大綱（平成 25 年 12 月 12 日自由民主党・公明党）            セルフメディケーション（自己治療）の推進の重要性にかんがみ、効果的な予防サービスや健康管理の充実の観点から、今後のセルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、その税制の在り方について検討する。</p> <p>○平成 27 年度与党税制改正大綱（平成 26 年 12 月 30 日自由民主党・公明党）            医療費控除については、医療費の増大や医療・医薬品を取り巻く環境変化、当該控除に係る執行面の実情等を踏まえ、公正な課税を確保するとともに、セルフメディケーション（自己治療）の推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、そのあり方を総合的に検討する。</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>国民のセルフメディケーションの取組を促すことで、医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ健康寿命の延伸を図る。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>国民のセルフメディケーションの取組を促すことで、医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ健康寿命の延伸を図る。</p>	

		政策目標の達成状況	—
有効性		要望の措置の適用見込み	約 1,699 万世帯 (3,897 万+623 万) × 0.376 ※(源泉徴収による所得納税者+申告所得税の納税者) × 日本一般用医薬品連合会が実施した調査において、年間 1 万円以上購入した世帯の割合
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要指導医薬品及び一般用医薬品の購入費用を対象とする所得控除制度の創設により、軽微な身体の不調等について一般用医薬品を使用して重症化予防を行うなど、重篤な疾病を有していない者の健康管理や疾病予防に対する自助努力を促進することにより、医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ「国民の健康寿命が延伸する社会」を実現するという政策目標の達成に寄与する。
相当性		当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税（個人住民税）においても同様の要望を行っている。</li> <li>・ 地方税において、セルフメディケーションの推進に関し、充実した相談体制や設備などを有する薬局のうち中小企業者が開設するものに係る不動産について不動産取得税の軽減措置を要望している。</li> </ul>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の医療費控除制度は自己負担額が 10 万円を超えない場合には対象とならないため、要指導医薬品及び一般用医薬品を用いてセルフメディケーションに取り組んでも、医療費控除の対象外となる場合がある。</li> <li>○ 国民のセルフメディケーションへの取組を促すためには、要指導医薬品及び一般用医薬品の購入費用が低額な場合も控除の対象とすることが有効であり、現行の医療費控除制度の控除条件に該当しない世帯を対象とする新たな所得控除制度を創設することが妥当である。</li> </ul>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 27 年度税制改正において同様の要望を行っている。	